

トラストサービス検討ワーキンググループ（第１回） 議事要旨

1 日 時

平成 31 年 1 月 31 日（木）10:00～11:45

2 場 所

総務省 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者

（構成員）手塚主査、宮内主査代理、新井構成員、小笠原構成員、楠構成員、繁戸構成員、柴田構成員、袖山構成員、西山構成員、古屋構成員、宮崎構成員（オブザーバー）吉田内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官、山内一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事

（総務省）竹内サイバーセキュリティ統括官、泉大臣官房審議官、木村参事官（総括担当）、赤阪参事官（政策担当）、近藤参事官（国際担当）、豊重サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、小笠原大臣官房企画課長、山路データ通信課長、小高情報システム管理室長、寺田外国人住民基本台帳室長

4 配付資料

資料 1－1 「トラストサービス検討ワーキンググループ」開催要綱

資料 1－2 トラストサービスに関する主な検討事項

資料 1－3 柴田構成員プレゼンテーション資料

資料 1－4 古屋構成員プレゼンテーション資料

参考資料 「プラットフォームサービスに関する研究会」開催要綱

5 議事要旨

（１）開 会

竹内サイバーセキュリティ統括官から挨拶。

（２）議 題

① 開催要綱について

事務局から資料 1－1 に基づき、本ワーキンググループの主査については、プラットフォームサービスに関する研究会の央戸座長から手塚構成員を主査として、また、本ワーキンググループの主査代理については、手塚主査から宮内構成員を主査代理として、それぞれ指名されている旨の報告があった。

② トラストサービスに関する主な検討事項

事務局から資料 1－2 について、説明が行われた。

③ 構成員からのプレゼンテーション

柴田構成員から資料 1－3 について、古屋構成員から資料 1－4 について、それぞれ説明が行われた。

④ 意見交換

事務局からの説明及びヒアリング対象者からのプレゼンテーションの後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

宮内主査代理：裁判の IT 化においては、裁判所から送達したものが確実に相手に到達したことの証明が課題。柴田構成員の資料中、e デリバリーに関するスライドについて、De-Mail のユースケースが記載されているが、民から官に申請を行い、民から官に情報を提出するケースに思える。官から民に情報を提供し、その情報が確実に到達したことを確認するアプリケーション例はあるか。

柴田構成員：官から民への情報の到達を確認するユースケースも存在していると思われるが、詳細は承知していない。日本においても、裁判所から送達したものの到達確認を、電子でもできるようにすることは必要と考える。

宮内主査代理：裁判の場合、裁判を起こした原告は De-Mail に登録してもらうことも可能かもしれないが、被告は訴えられて初めて裁判に入ってくるため、De-Mail に登録されていない可能性が非常に高い。そのような状況で、従来の紙での送達に対して、e デリバリーをどのように実現するかは課題。

柴田構成員：日本の場合にはマイナンバーカードがあるので、それを使った形で何かを相手にうまく届けることもできれば良いと考える。

宮内主査代理：古屋構成員のプレゼンテーションにおいて、「真正性及び完全性を確保していることをどのように広く証明するかが課題になる」という指摘があった。紹介のあったユースケースの幾つかは、例えば、車と車の製造会社の間での情報のやり取りのような、多対多ではなく、特定の事業者間での情報のやりとりのケースであった。このようなケースでは、パブリックに真正性や完全性を保証する必要があるか。パブリックに真正性や完全性を保証する必要がないのであれば、クローズドなシステムで、比較的簡単なシステムで真正性や完全性を保証できるのではないか。

古屋構成員：ご指摘のとおり、紹介したユースケースは、ある程度クローズドな環境の中におけるトラストについての話題。一方で、今後は、異なる環境に対しても、パブリックに信頼性を示していく必要があると考えている。

西山構成員：柴田構成員の資料中、電子契約のユースケースにおいて言及されている普及の課題について補足したい。電子契約において、電子署名法の認定を受けた認定認証業務の証明書を使うケースは実は少なく、電子署名法の認

定は受けていない特定認証業務の証明書を用いているケースが多い。どのような特定認証業務であれば、電子署名法第3条に規定される電磁的記録の真正な成立の推定効が働くかについては、個別に議論して決めている状況。

電子委任状法においても、そこで用いられる証明書は、認定認証業務だけではなく、特定認証業務の証明書であっても構わないが、基準をしっかりと位置づける必要がある。

eIDAS 規則においては、適合性評価機関の基準が明確に定められ、各国のガバナンスや監査権が及ぶような枠組みになっており、我が国における特定認証業務についても、基準を明確化する必要がある。

リモート署名に関しては、経済産業省の電子署名法研究会での検討を踏まえ、日本トラストテクノロジー協議会においてガイドラインを作成しているところであり、今後、そのガイドラインを足掛かりに、何らかの法的な基準の検討ができるとよい。

宮内主査代理：柴田構成員の資料にあるように、包括的なトラストサービスに関する制度の枠組みをつくっていくことは非常に重要。その枠組みについて、日本政府から然るべきドキュメントが発出されていれば、外国での訴訟等、海外とのやり取りにおける我が国のトラストサービスの利便性や有効性が大きく向上する。

宮崎構成員：宮内主査代理からの e デリバリーに関する質問に対して、補足をしたい。実際のサービスとして、行政から発出した文書等が市民側に到達したことの確認が行われているかについては承知していないが、技術基準に関していえば、EU においては、EU 委員会からの「規格化要求 m460」に基づき、ETSI、CEN、CENELEC において、e デリバリーについても技術規格等の標準規格化がされており、エンドユーザー側への送達を確認できるような仕組みについても定義されているため、技術的に実現することは可能。

新井構成員：本日のプレゼンテーションにおいて、認証やリモート署名への言及が少なかったが、柴田構成員の資料 11 ページに記載のトラストサービスやトラストサービスアプリケーションの枠組みの中で、認証とリモート署名はどの部分に当てはまるか。

柴田構成員：認証については、資料 10 ページにあるように、eIDAS 規則ではトラストサービスを規定した第3章とは別に、第2章の電子本人確認として規定されている。リモート署名については、eIDAS 規則では第3条の電子署名に関する規定の中に部分的に入っており、HSM（ハードウェア・セキュリティ・モジュール）を使わないといけないことが規定されている。

新井構成員：電子署名法においては、本人の確認等については規定されているが、どのような媒体に入れば良いかについては規定がないため、ネットワーク媒体を用いたリモート署名が電子署名法第3条に適合するかが議論のポイントとなる。現在使用されている IC カードやファイル型等の証明書の格納

媒体と比較をしつつ、規律を策定していくべき。

また、認証の議論にあたっては、本人を確認する「認証」と、ウェブサーバにログインする「認証」の区別も必要。

手塚主査：「認証」という言葉は、日本語ではかなり広い範囲で使用されており、英語でいう authentication と certification という二つの言葉を包含している。certification は、公開鍵にお墨つきをつけるという文脈で用いる。エンドエンティティ同士の認証は authentication。authentication と certification を区別して議論しないと、ルール化に際して混乱をきたす。

また、特定認証業務と認定認証業務についても、区別をする必要がある。ヨーロッパとの比較でいえば、それぞれ advanced certificate と qualified certificate に相当するといえる。

トラストサービスで一番本質的な問題は、トラストアンカーである。認証局は、技術があれば個人でも作成できるが、これは一番レベルの低いトラストアンカー。次は民間主体のトラストアンカーがあり、企業や業界によってルールが違ってきてしまう。一番高いレベルに、法制化によって共通化されたトラストアンカーがあり、ヨーロッパでは eIDAS 規則という形でまとめてきた。トラストアンカーのレベルに基づいて基準を分けており、トラストアンカーが違えば、おのずとポリシーも違ってくる。

こうした考え方を共通に持って、議論をしていきたい。

西山構成員：利用者認証とリモート署名は密接に関係している。今の電子署名法でも認定認証業務の証明書は、リモート署名の形でリモート署名サーバの中に格納して使うことができる。リモート署名で重要な論点は、リモート署名サーバの中に格納した本人の秘密鍵にいかにかアクセスするかという点。認定認証事業であれば、署名用証明書と認証用証明書の二つを発行し、署名用証明書の秘密鍵はリモート署名サーバの中に格納し、利用者には認証用証明書を渡すことで、リモートで簡単に署名ができる環境が実現できるが、今の電子署名法では認証用証明書の発行は認められていない。リモート署名の形で様々な電子申請が実現できれば、利用者が署名ソフトをパソコンにインストールをしたり、ソフトのバージョンアップに伴ってパッチを当てなくても済むような、安定して署名ができる環境ができる。

今後、民間の利用者証明書のユースケースの一つとして、リモート署名と密接に関係したユースケースが出てくるのではないかと考えられる。EU では、リモート署名が認められたことによって飛躍的に署名件数が伸びているとも聞いている。

楠構成員：紙ベースの契約では、法人の契約に際して、法人の印鑑証明書を用いれば本人確認ができるが、電子契約においては、電子署名の証明書は個人にしか付与されないため、法人が個人に権限を付与し、個人が法人の契約を代行する形をとっている。電子契約における法人格の確認について整備がされ

れば、もっと簡単に電子契約ができる。

手塚主査：日本の法体系では、電子署名法も、公的個人認証も、商業登記に基づく電子認証制度も、署名対象者は必ず自然人であって、ビジネスにおいて、法人格に基づく電子署名は成立していない。

宮内主査代理：法人格に関する問題に補足をしたい。会社から出てくる情報は2種類に分けられる。1点目は、契約のような、法律上の意思表示。もう1点は、プログラムのような、何らかのモノを渡すケース。後者では、eシールのようなものを用いることも可能。一方、前者に関しては、日本の法体系上、会社そのものが意思表示をするということには観念されておらず、代表者等の代理人を通じて意思表示をすると観念されているため、eシールのようなものを使うのは無理ではないかと考える。

小笠原構成員：証明書のトラストアンカーの問題は、重要性が高い。信頼できるレベルが明示されていないため、どの証明書がどのレベルの契約で使えるかが曖昧になっている。トラストアンカーについての基準や監査を整備していく必要がある。

袖山構成員：取引関係書類の電子化に関して、法人税法や消費税法等の税法で保存が義務づけられている書類を電子化するにあたっては、電子帳簿保存法の要件を満たした上で、事前に所轄税務署長に申請を行い、承認がないと電子化できないことになっている。

電子帳簿保存法を平成17年に改正した際、企業が紙でもらった書類を電子化する場合は、受領してから一定期間内に入力を行い、認定認証事業者の発行する電子署名を行ってからタイムスタンプを24時間以内に付与して保存するという規定が追加されたが、企業にとっては非常に高いハードルだったため、企業の電子化が非常に遅れた。この状況を踏まえ、平成27年に規制緩和のための法改正があり、タイムスタンプだけで書類の電子化ができるようになった。

また、電子帳簿保存法第10条において「電子取引により取引情報の授受を行った場合には、当該電磁的記録を保存しなければならない」とされており、電子取引のデータの保存がないだけで青色申告や連結申告の承認取消が行われることもあり、企業が電子取引を推進していくには、電子取引に係るデータをいかに安全に確実に保存するかが課題。「電子取引」は、電子帳簿保存法第10条が策定された平成10年当時は、専用回線を使ってデータを暗号化して受発注情報をやり取りするEDI取引が主だったが、現在は、eメール、クラウド上での文書保管等の非常に多様な電子取引が行われている。これらを電子帳簿保存法第10条の規定のみで運用するのは非常に難しいという状況の中で、企業が安全に電子取引を導入するためには、トラストサービスの活用が考えられる。特に、電子証明書の発行が個人に対してしか行えないことが、企業が電子化を進める中で大きなネックとなっているため、企業の角

印や認印に相当するような電子証明書が発行されれば、企業の電子化は非常に進んでいくだろう。

繁戸構成員：建築業界は、資格が重要であり、資格の妥当性の証明も非常に重要。

また、建築士法において、建築士が作成した建築図書は 15 年間の長期の保管を義務づけられるなど、建物の寿命の長さに鑑みて、長期保存を求められる書類も多い。

建築業界の人手不足が非常に深刻になっていく中、電子化を進めていく必要性はあるものの、法律等の共通の基準がなく、部分的に電子化を進めている状況。統一的なプラットフォームで電子化して流通できるようになり、建設業界の効率化が進むことを期待。

宮崎構成員：柴田構成員のプレゼンテーションに関して、ヨーロッパはトラストサービスの認定と認証の仕組みが ISO の標準規格に則っている一方、日本は特に ISO の標準規格に則っているわけではない。また、ヨーロッパでは全てのトラストサービスについて、各国共通の枠組みになっている一方、日本ではトラストサービスでありながら電子署名とタイムスタンプが全く違う仕組みで運用されているほか、タイムスタンプについては、適合性評価機関への国家監督機関からの関与が非常に曖昧。我が国においてトラストサービスを実現するためには、技術標準と法的な枠組みの両方が重要であると、強調しておきたい。

⑤ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上